○金融庁告示第四十九号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三十日から適用する。

平成二十六年九月三十日

金融庁長官　細溝　清史

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

前文中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

○財務省告示第三百号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

宗教法人浄土寺（広島県尾道市東久保町二十番二十八号）	国宝又は重要文化財として指定されている宗教法人浄土寺の建造物の防災施設設置の費用	平成二十六年九月三十日から平成二十七年九月二十九日まで

○財務省告示第三百一号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第三百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第二項及び第三項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「第二十八条第一項第五号」を「第二十八条第一項第四号」に、「第六十六条の十一第一項第六号」を「第六十六条の十一第一項第五号」に改める。

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「又は平成二十六年二月二十七日から平成二十六年三月三十一日まで」を「、平成二十六年二月二十七日から同年三月三十一日まで又は同年九月三十日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県津市榊原町字奥山四一八一の一八、四一八一の二〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃八重河内八八三のニ・八八三の四・八八三の五・八八三の八・八八五の二（以上五筆国有林）・八八三の一・八八五の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町吾妻一七四七の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市桐林七九七の二、九六四の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　(三)　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市桐林七九七の一六、七九七の一七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字香深村字モトチ七九の一地先・八〇九の一地先・一〇八一の二（以上二筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）